

平成26年対応方針のフォローアップ状況

※「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの（前々回会議（平成27年11月26日）及び前回会議（平成28年3月16日）で結論を報告したものを除く。）

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

提案	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	総務省 経済産業省	創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、 <u>原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画認定制度の効果等について、都道府県、市区町村等へのアンケート調査を実施した上で、現在の制度枠組み等について、評価・検証を行った。その結果を踏まえ、必要な措置等について検討中。

② 義務付け・枠付けの見直し等

提案	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
定住自立圏構想推進要綱に定める「 中心市 」の要件の緩和	総務省	定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	中心市の要件の今後の取扱いについては、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」において、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていても、「人の流れに係る客観的データ」が示されれば中心市と認めてよいものと考えられる旨取りまとめられたこと及び今後、こうした目的のために調査を検討する場合には、その手法等について総務省に相談を求めることを本年6月16日に地方公共団体宛に通知した。